

四 三 二 一 発 平 省 ○
発行方法の適用の法律発号名成条件第二第三債務省告示等の法規の根柢記載年次三月○
の等の規則の根柢記載年次三月○

六

イ

発

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国發競I加場

五

口

イ

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

發同額た条特四つ定う額
 行法で利第別十いにち面
 し第六付一會二て基、金
 た四十国項計億はづ財額
 利十九債のに三、き政で
 付七億に規関千額發法五
 国条五つ定す五面行第千
 債の千いにる百金し四四
 に規七て基法七額た条百
 つ定百はづ律十で利第五
 いに五、き第五二付一十
 て基万額發四万千國項四
 はづ円面行十円七債の億
 、き、金し六、百に規円

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務
 行參よと大
 「加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 。」II以度債
 非下額市
 價ーを場
 格國定特
 競債め別
 争市る參
 入場も加
 札特の者

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

行争非者特国	行争非者特国	入価込	行争非者特国	行争非者特国
入価・別債	入価・別債	札格	入価・別債	入価・別債
札格第参市	札格第参市	發競金	札格第参市	札格第参市
發競Ⅱ加場	發競Ⅰ加場	行争額	發競Ⅱ加場	發競Ⅰ加場

七
百
三
十
二
億
四
百
四
十
万
円五万五
百円千
四四
十百
億六
五十
千九
九億
十二千
二九
万百
円四
十
五三国条特
十債の別
億に規会
円つ定計
いにに
て基関
'づす
額きる
面発法
金行律
額し第
でた四
七利十
百付七三国条特
十債の別
九に規会
億つ定計
円いにに
て基関
'づす
額きる
面発法
金行律
額し第
でた四
五利十
百付七円額た條千額
で利第二面
百付一百金
九国項七額
十債の十で
九に規万二
億つ定円千
四いに、四
千て基同百
四はづ法四
百、き第十
五額發六二
十面行十億
万金し二六

十
十
三
二

十
十
口
イ
一

九
八

發
額
最
低
替
額
面
位
金

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 發
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 别 債 札 格 行 行
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 發 競 價
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 行 争 格 日

(二) るに も係發 のる行 と所時 し得に て税お 振がい 替源て 口泉、 座徵そ 簿収の 中さ利 のれ子

も号に、募・
のによ払入二
と規り込決バ
す定算金定し
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

額面金額の総額 × $\frac{22}{100} \times \frac{2}{365}$

五
万
円
の記替
。整載法
又の規
は規定
の記定
金録に
額はよ
に、る
よ最振
る低替
も額口
の面座
と金簿

錢額以額
面上面
金の金
額そ額
百百円
れ円年
ぞ年に
つれづ
きのき
百百円
応円日
募十
二価五
八格錢

成るの記
二十三年
数又は規
倍は規
の記定
金録に
額はよ
に、る
よ最振
る低替
も額口
の面座
と金簿

二 十 十十十
十 九 八七六

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成五十三年三月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

額面金額 × $\frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

初期利子

規下は期た期平
定、が金と成控得は出に住時額金にの口
す次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座
る号の行を、十すの国た、又おたにりつに記
期及翌支次三る税法金前はいだし百分記載
日び當業休業払の年率人額記外て取の出しは又
に第業日う算九とをがに(一)國債を乗じた金
つ十日。式月が乗適當該算人得する該國債を乗じた金
い六日に當たに二でじたを非式でる者のが非居
て号支払ただよ十きる金受ける者より場合
同じに支払しり日。額受けける所又算も
じ。おうる、算を(一)と支出支払を所又算も
い。(一)と支出支払を所又算も

